

## 第8章 整備

### 1. 整備の方向性

#### (1) 現状・課題

指定地内には様々な公園施設が整備されており、それらの施設について修繕や更新を図るとともに、「旧弘道館」の本質的価値との関係性や利用状況を踏まえて、改善や廃止を検討する必要がある。

保存に関する整備については、東日本大震災後に復旧工事が実施され、有料開放区域内は、建造物を中心に一定の防災・防犯対策がなされているが、常時開放されている無料開放区域については、防災・防犯対策の充実を図っていく必要がある。また、弘道館所蔵資料の大半は事務所収蔵庫に収蔵しているが、収蔵スペースの不足により、番所や館内的一部を倉庫として使用している状況であり、保存環境を改善していく必要がある。

活用に関する整備については、これまで利用者のニーズ等に応じて案内板や解説板等を適宜整備してきた経緯がある。今後は、来訪者の本質的価値の理解や、利便性向上に必要な施設を計画的に整備していく必要がある。特に、車いす利用者に対しては、人的に対応している状況であるが、より多くの人々に本質的価値を理解し、体感していただくために、本質的価値の保存に配慮しつつ、バリアフリー対策等のユニバーサルデザインの導入を検討する必要がある。

整備にあたっては、これまで指定地内及び周辺での発掘調査はほとんど実施されていないため、地下遺構の把握等の調査を実施する必要がある。

#### (2) 方向性

##### 整備の基本方針

本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整備を行い、安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を目標にして段階的な整備を進める。

##### <短期整備>

- 本質的価値を構成する要素を適切に保存管理していくために充実化が求められる防犯対策や、本質的価値に関わる遺構等の状況を把握するための発掘調査を短期的に実施する。
- 「旧弘道館」の本質的価値を正確に伝え、理解を深めるために、来訪者への情報提供や、利便性向上に必要な整備を短期的に実施する。

##### <中長期整備>

- 近年に災害復旧工事等が実施されている歴史的建造物や復元建造物については、当面は現状を適切に維持し、修復等の整備については、中長期整備として、今後の建造物の保存活用計画を策定する際に建造物調査を実施して検討する。
- 保存・活用の目標の実現に向けて、調査の実施や用地の確保、関係機関等との調整が必要な、安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿の再現やガイダンス等を行う施設の新規整備については、中長期整備として検討・調整・協議を進める。

## 2. 短期整備

東京オリンピック・パラリンピック（平成 32 年〔2020〕）までの概ね 3 年以内に実施する短期整備として設定する。

### （1）保存のための整備

夜間も出入りが可能な無料開放区域の防犯対策については、現況では職員による日中の公園内巡視や夜間巡回警備等の人的対応のみであるため、無料開放区域内の歴史的建造物や復元建造物を対象とした防犯設備の整備により、保存管理の充実化を図る。

また、本質的価値を構成する地下遺構を把握するために必要な発掘調査については、長期的な取組みとなるため、指定地内で比較的着手が容易な文館地区から早期に着手する。

### （2）活用のための整備

「旧弘道館」の本質的価値を正確に伝え、理解を深めるために早期の着手が必要な整備等を短期整備として設定し、今後増加が見込まれる来訪者に情報を提供するために、解説・展示機能やガイダンス機能、案内機能の充実化に必要な整備や、園路のバリアフリー化等の利便性向上のための整備を実施する。

特に、有料開放区域内の園路については、東日本大震災後に復旧工事が完了した建造物の外観を公開するために、梅林や遺構の保護に配慮しつつ応急的に見学用の順路として整備されたものである。しかし、現況では車いすでの通行が困難であるため、その設置目的や配慮事項を踏まえて、将来的な諸施設の再現までの暫定的な園路として改修する。

また、藩校時代の諸施設の再現を検討していくために必要な発掘調査についても、検討に必要な調査結果を得るまでに一定の期間が必要となるため、可能な場所から早期に着手する。

表 8-1：短期整備の主な内容

#### ■施設等の整備

整備項目		整備等の内容
保存のための整備	要素の保存管理に関する整備	孔子廟、八卦堂、学生警鐘等の防犯設備整備等
	所蔵資料の保存管理に関する整備	収蔵施設（保管室、展示施設等）の改修整備等
活用のための整備	公開方法に関する整備	指定地内動線のバリアフリー化
		既設園路の改修
		有料開放区域の退出専用口の整備
	情報提供に関する整備	アクセスマップ上への案内表示の充実化
		既存施設を活用したガイダンス機能の整備
		情報提供サイン（指定地内外の解説板・案内板）の整備
		既設展示の改修
公園施設の活用に関する整備	ベンチの改修整備	
	藤棚、テニスコートの撤去及び跡地整備	
	管理事務所脇の公衆便所の改修、文館地区の公衆便所の建替え	

## ■調査・検討・ソフト展開

整備項目		整備等の内容
保存のための整備	所蔵資料の保存管理に関する整備	所蔵資料の修復や複製（レプリカ）の作製等
	調査・研究に関する整備	正庁・至善堂地区の地下埋蔵物調査等 文館地区の発掘調査による遺構確認所等
活用のための整備	公開方法に関する整備	無料開放区域の孔子廟や八卦堂の公開方法の検討
	情報提供に関する整備	弘道館のホームページによる情報提供の充実
		展示用の模型制作
		映像展示の制作（解説動画・VR・ARコンテンツ制作）
	イベント等の開催に関する整備	藩校時代の敷地範囲や周辺資源を解説するパンフレット作成
		多言語サービスの実施（テキスト・動画配信、パンフレット作成）
	学校教育・社会教育との連携に関する整備	企画展示・体験イベントの開催
	藩校の時代の諸施設の再現	学校教育の校外学習の誘致
		シンポジウムや講座、見学ツアーの開催

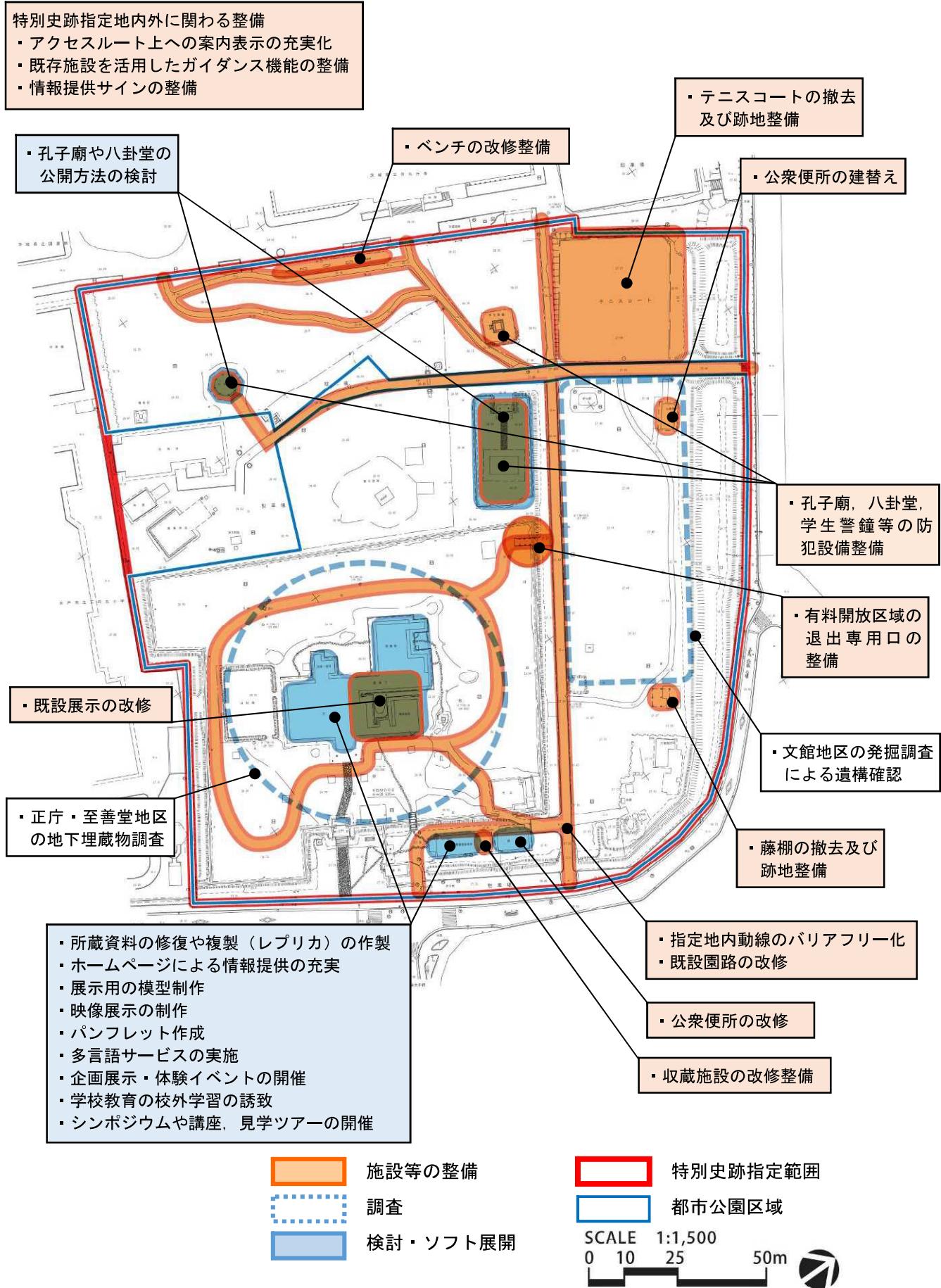


図 8-1：短期整備位置図

### 3. 中長期整備

保存・活用の目標の実現に向けて、調査の実施や関係機関等との調整を行いつつ、中長期的な展望の下に実施していく整備等を、中長期整備として設定する。

#### (1) 保存のための整備

保存活用計画策定後に検討する整備基本計画や建造物の保存活用計画の中で、建造物の修理や収蔵施設整備等について具体化して、中長期整備で実施していく。

また、資料調査や発掘調査、所蔵資料の公開については、長期的な取組みとして継続して実施する。

#### (2) 活用のための整備

中長期整備の内容については、保存のための整備と同様に、保存活用計画策定後に検討する整備基本計画や建造物の保存活用計画の中で具体化していくとともに、藩校時代の諸施設の再現に合わせて、管理機能やガイダンス機能、便益機能等の向上に向けた整備を進めていく。

表 8-2：中長期整備の主な内容

##### ■施設等の整備

整備項目		整備等の内容
保存のための整備	要素の保存管理に関する整備	建造物の修理（建造物の保存活用計画に基づく整備）
	所蔵資料の保存管理に関する整備	収蔵施設や展示施設の整備
活用のための整備	情報提供に関する整備	ガイダンスの専用施設の設置 (管理事務所、収蔵・展示施設、企画展示施設、講習会等を開催する施設、休憩等のサービス施設等を含む)
	公園施設の活用に関する整備	売店等のサービス施設や休憩施設の整備
	藩校の時代の諸施設の再現	失われた藩校時代の諸施設の再現

##### ■調査・検討・ソフト展開

整備項目		整備等の内容
保存のための整備	調査・研究に関する整備	資料の調査研究
	所蔵資料の保存管理に関する整備	発掘調査による遺構確認 所蔵資料の公開
活用のための整備	公開方法に関する整備	駐車場の廃止（指定地内の一般車両の進入禁止化）
	学校教育・社会教育との連携に関する整備	弘道館や水戸藩の学問・教育の歴史に関する郷土学習の教材開発
		教育者関係者を対象とした講習会の開催や教員研修の場としての活用
	自己啓発の場としての活用	
公園施設の活用に関する整備	管理事務所と倉庫・作業員詰所の移転の検討	
	貯水槽の取扱いの検討	

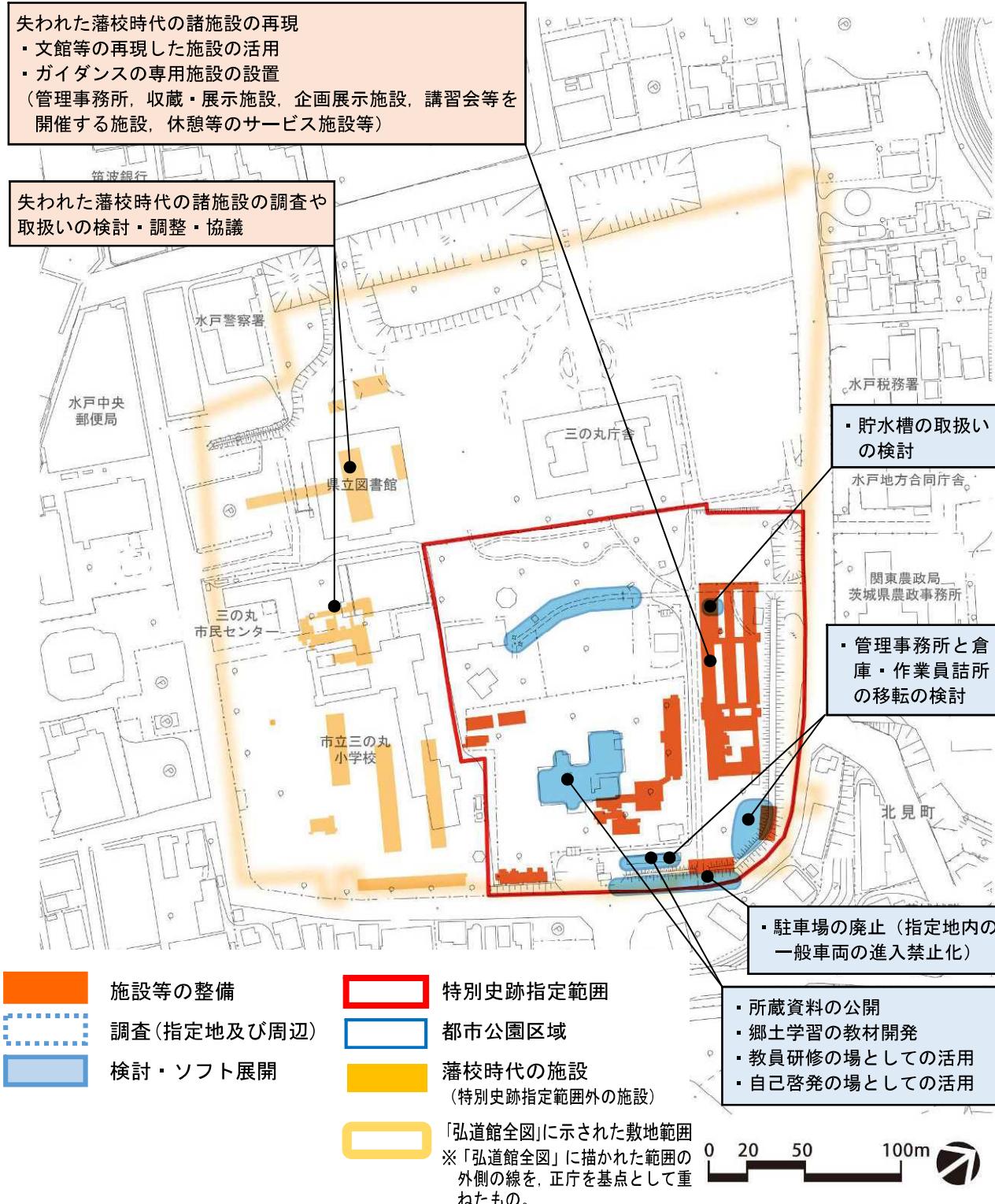


図 8-2：中長期整備位置図